

補助執行について

根拠規定

＞「地方自治法」

第180条の7 普通地方公共団体の委員会又は委員は、その権限に属する事務の一部を、当該普通公共団体の長と協議して、～(中略)～普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する行政機関に属する職員をして補助執行させ、又は専門委員に委託して必要な事項を調査させることができる。

本市の運用

- 文化財の保護に関する事務は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、教育委員会の職務権限とされている。
- しかしながら、文化財の保護に関する事務とそれ以外の文化に関する事務について、地域振興等の他施策への活用や連携により、文化施策のさらなる推進を図るためには、一体的に執行する方が効率的・効果的であることから、文化財の保護に関する事務についても市長部局で執行することとするものである。
- 文化財の保護に関する事務は、文化振興課の職員が執行することになるが、対外的には、教育委員会の名で執行されることになる。(補助執行)
- なお、市の文化財の指定・解除や文化財保護審議会委員の委嘱は、教育委員会の権限となることから、文化振興課で立案した内容について、これまでどおり教育委員会で審議することとなる。
- また、現在、教育長の職務権限としている事務の執行に当たっても、文化振興課で立案した内容について、これまでどおり教育長の決裁を得ることになる。
- 現在、教育部長の職務権限としている事務の執行に当たっては、今後は、文化スポーツ室長が決裁することになる。
- 補助執行に当たっては、文化財の保護に関する事務の執行状況等について、定期的に教育委員会へ報告するなど、教育委員会との連携を図ることとする。

【決裁の流れ(文化財の指定)】

